

賃貸借契約書（案）

公立大学法人福井県立大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、その所有する次に掲げる物件（以下、「契約物件」という。）を甲に貸し付け、甲はこれを借り受けるものとする。

契約業務名 令和7年度教員端末一式（賃貸借）

納入場所

公立大学法人福井県立大学

永平寺キャンパス 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

小浜キャンパス 福井県小浜市学園町1-1

あわらキャンパス 福井県あわら市二面88-1

かつみキャンパス 福井県小浜市堅海49-8-2

ただし、甲が別途指示する場合はそれに従うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は令和7年10月1日から令和13年9月30日までとする。

2 前項にかかわらず、契約締結年度の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

（賃貸借料）

第3条 この契約による賃貸借料は、金 円とする。

（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金 円）

賃借料の計算期間は、月の初日から末日までの1ヶ月とする。

（内訳）

月額 金 円（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金 円）

令和7年10月1日～令和8年3月31日	金	円	
	（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額	金	円）
令和8年4月1日～令和9年3月31日	金	円	
	（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額	金	円）
令和9年4月1日～令和10年3月31日	金	円	
	（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額	金	円）
令和10年4月1日～令和11年3月31日	金	円	
	（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額	金	円）
令和11年4月1日～令和12年3月31日	金	円	
	（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額	金	円）
令和12年4月1日～令和13年3月31日	金	円	
	（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額	金	円）
令和13年4月1日～令和13年9月30日	金	円	
	（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額	金	円）

- 2 前条に定める賃貸借期間の始期および終期が月の途中に係るときは、当該月分の賃貸借料は、日割り計算により算定した額とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、金 円とする。

- ※ 契約保証金は、契約金額（年額）の100分の10以上。
- ※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。
- ※ 福井県財務規則第172条第3、5、6、7号の規定に該当する場合は、「免除」と記載。

(契約の要項)

第5条 この契約の要項は、頭書のとおりとする。

- 2 甲が賃借する情報機器等（以下「機器等」という。）は別紙1のとおりとする。
- 3 機器等には、運用支援および保守を含むものとし、その内容は別紙2「令和7年度教員端末賃貸借仕様書」のとおりとする。

(契約金の支払)

第6条 乙は、毎月末日において甲の検査を受け、当該月分の支払を甲に請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領した日の翌月の25日までに支払うものとする。

ただし、25日が日曜日、土曜日および国民の祝日の場合はその翌日とする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに賃貸借料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(機器等の引渡)

第7条 乙は、機器等を第1条に定める納入場所に設置し、甲が使用できる状態に調整して、甲に引き渡すものとする。

- 2 機器等の引き渡しにかかる費用は、乙が負担するものとする。

(機器等の保守)

第8条 乙は、甲が機器等を常に良好な状態で使用できるよう、乙の負担において定期的な点検、運用管理および摩耗部品の取り替え等、保守の責任を負うものとする。

- 2 乙は、前項の規定による保守計画・保守要員を、あらかじめ甲に報告するものとする。

(保守要員の立ち入り)

第9条 前条の規定により保守要員が甲の施設に立ち入るときは、当該施設の管理者の指示に従わなければならない。

(障害の復旧)

第10条 乙は、甲から機器等に障害が発生したとの通知を受けたときは、すみやかに現地に赴き障害の復旧につとめるものとする。

(機器等の追加または取り替え)

第11条 機器等に新たな機器等を追加し、または機器等の一部を取り替えるときは、あらかじめ甲乙協議のうえ、書面をもって行うものとする。

- 2 前項の規定による追加または取り替えにより契約内容を変更する必要があるときは、変更契約を締結するものとする。

(設置場所の変更)

第12条 第4条に定めた契約の履行場所を変更するときは、あらかじめ甲乙協議のうえ、書面をもって行うものとする。

(善良な管理者としての義務)

第13条 甲は、機器等の引渡完了から返還まで、善良な管理者の注意をもって機器等を管理しなければならない。

2 甲は、天災その他自己の責に帰さない事由によって機器等に損害が生じたときは、賠償の責を負わないものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(保険の付与)

第15条 乙は、この契約期間中継続して、乙の負担により契約物件に損害補償保険を付与するものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第17条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として賃借期間全期間分の賃借料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その超過額を請求することができる。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(再委託の禁止)

第18条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による再委託の承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項において、乙は、再委託の承認を求める場合は、再委託先、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託先が取り扱う情報、およびその他再委託先に対する管理方法等を記載した「再委託承認申請書」を提出しなければならない。

3 乙は、甲に対して再委託先の行為について全責任を負うものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

2 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(契約物件の返還)

第20条 甲は、契約期間が満了したときまたは契約解除により契約が終了したときは、使用している契約物件を借受場所において現状のまま速やかに乙に返還する。

2 乙は、返還を受けた契約物件を乙の負担において速やかに撤去するものとする。

(秘密の保持)

第21条 乙は、賃貸借契約実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

2 前項の守秘義務については、賃貸借業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第22条 乙は、委託業務の実施において、別紙3「受託事業者における情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、前条第2項の規定を適用する。

(個人情報の保護)

第23条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙4「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(グリーン購入)

第24条 乙は、賃貸借契約の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第26条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人福井県立大学
理事長 窪田 裕行

乙

別紙 1

選定機器一覧表

令和7年度教員端末 一式(賃貸借)

項	品名	型番	メーカー	数量	単位
教員端末A(Windowsデスクトップ)					
1					式
2					式
3					式
教員端末B(macOSデスクトップ・一体型)					
4					式
5					式
6					式
7					式
教員端末用ソフトウェア					
8					ライセンス